る省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ホ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日　　総務大臣　林　芳正

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに本人確認情報保護専門官一人を置く。 ［2～7　略］ ［削る］ 8　［略］ （ふるさと住民登録制度推進室及び地域情報化企画室） **第二十三条**　地域政策課に、ふるさと住民登録制度推進室及び地域情報化企画室を置く。 2　ふるさと住民登録制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　住所地以外の地域と継続的に関わる者の情報システムへの登録を通じた地域の振興に関する制度の企画、立案、推進及び関係行政機関との連絡調整に関すること。 二　前号の制度に関する情報システムの整備及び管理に関すること。 3　ふるさと住民登録制度推進室に、室長を置く。 4　地域情報化企画室は、次に掲げる事務（ふるさと住民登録制度推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　略］ 5　［略］ （沖縄行政評価事務所に置く課等） **第二百六十七条**　沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに管理官一人、評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。 総務課 行政相談課	（デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 ［2～7　同上］ 8　企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報システムに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。 9　［同上］ （地域情報化企画室） **第二十三条**　地域政策課に、地域情報化企画室を置く。 ［新設］ ［新設］ 2　地域情報化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 3　［同上］ （沖縄行政評価事務所に置く課等） **第二百六十七条**　沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。 総務課 行政相談課